

会津みどりホーム介護職員初任者研修  
介護職員初任者研修課程における修了評価について

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行う。

(1) 研修修了の認定方法

- ① 介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して1時間の筆記試験を行い、修了を認定した者には修了証明書を交付する。なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない。
- ② 難易度については、介護職の初歩研修であることから、介護職員初任者研修における目標、評価の指針に定める「列挙できる」及び「できる」水準を合格ラインとし、各科目の到達目標、評価、内容において科目別に定める「ねらい」に沿って、(2)の認定基準を定める。
- ③ 「9ころとからだのしくみと生活支援技術」においては、実技演習（整容、移動、食事、入浴・清潔保持、排泄、睡眠）についても確認することとし、受講生の習得した技術が(2)に示す認定基準を超えているものであるかどうかを、講師により評価すること。実技演習課題を出題し、根拠に基づいた技術を修得しているか否かに応じ評価とする。
- ④ その他の科目において演習を行った場合も、(2)に示す認定基準により評価確認を行う。
- ⑤ 修了時の評価ポイントに示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

(2) 評価を行う者及び認定基準

- ① 評価は、原則として当該項目の担当講師が行うこととする。
- ② 認定基準は、(1)②及び以下の区分に基づき、知識の習得については理解度の高い順にA～Dの4区分で評価し、C以上を満たした受講者を認定する。  
また、技術の習得については、実技演習において行った程度の技術を習得しているかどうかをA～Dの4区分で評価し、A及びBのレベルに達している受講者を認定する。

《筆記試験認定基準（100点満点評価）》

区分	到達すべき水準	評価点	認定可否
A	「説明できる」（具体的に説明できるレベル）	80点以上	可
B	「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）	70～79点	可
C	「列挙できる」（知っているレベル）	60～69点	可
D	上記に至っていない	60点未満	否

《演習認定基準（別紙「演習評価チェックポイント」による評価）》

区分	到達すべき水準	評価点	認定可否
A	基本的な介護（介助）が的確にできる		可
B	基本的な介護（介助）が概ねできる		可
C	技術が不十分		否
D	全くできない		否

(3) 評価表等の作成

- ① 修了時に修了評価表を作成する。

(4) 合否判定で「不合格」となったときの取扱

再試験を実施

不合格者に対しては、翌日以降再試験を実施する。再試験は、最大2回までとし、不合格となった者は未修了扱いとする。

令和5年4月1日